

令和7年度第8回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年11月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室

開 会 令和7年11月25日(火) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明(北部)	○	16. 渡邊 由美子(西部)	○	17. 堀田 啓(南部)	○		

計 17名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第21号 農地法第3条の規定に係る許可申請 2件

議案第22号 農地法第5条の規定に係る許可申請 2件

議案第23号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 1件

(一括契約)

議案第24号 清須市農地利用最適化推進委員の募集に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告案件

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知 4件

報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 8件

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 13件

2 その他

- 会長 皆さん、こんにちは。
- 今年も残すところあと1ヶ月余りとなりました。寒さがこたえる時季ですので、体調管理には十分ご注意ください。
- では、只今から、令和7年度第8回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。
- 次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は13番 小島 慶久（こじま よしひさ）委員と14番 木村 実勇喜（きむら みゆき）委員にお願いしたいと思います。
- ご異議ございませんか。
- (異議なしの声を確認の上)
- ありがとうございます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
- それでは、【議案第21号】農地法第3条の規定に係る許可申請2件を議題といたします。
- 事務局に説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページ、申請番号R7-12をご覧ください。
- 申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
- 高齢により耕作ができなくなった譲渡人から、耕作の楽しさや達成感などが生きがいとなっており、更に農業へ精進していきたい譲受人への所有権移転の申請です。譲受人は、トラクター、耕運機及び農用自動車をそれぞれ1台ずつ所有しております。また、今回初めて田んぼを所有するため、コンバイン及び田植え機を1台ずつリースされる予定です。主な従事者は2人で、本人の従事日数は150日、経営面積は2,488m²です。申請地への通作距離は0.1km、通作時間は徒歩で1分です。
- 譲受人は新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。
- 以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。
- 以上で説明を終わります。
- 会長 事務局の説明が終わりました。
- この案件の地元は鈴木正委員になりますが、
- 鈴木正委員 農地法第3条の内容の3項目に全て問題なく合致しているとは言いづらいです。

現在営農されている土地の管理が行き届いていない状況が多々あると思います。今後も十分な管理をしてもらう条件を付してもらうということを確実に問題がないとは言い切れませんがやむおえない案件かと思います。

事務局 事務局からお話をいたします。全部効率利用要件以外は特段問題がないと思います。全部効率利用要件の所有する農地が全て適切に管理されているかという点につきまして、議案を出す前に所有者と何度か面会を行いまして、全く管理できていない土地や、駐車場になっている土地は全て事前に農転をしていただきました。調整区域に関しまして一筆は肥培管理出来る状態まで改善していただき、残りの一筆は半分が肥培管理出来る状態ですが、残りの半分は雑木林のような状態なので樹木を切り落としていただきました。しかし、切り落とした樹木の処分が出来ていない状況です。そのため事務局側から今月の総会で審議するとしても、伐採した樹木の処分が確約しないと難しいと話をしたところ、すぐには処分出来ないが今後確実に処分すると返答をいただきまして、今回事務局として誓約書をいただきました。この申請をするにあたってかなりの投資をして農地利用の改善に尽くしている状況を鑑みて、今回に関してはやむを得ないのではないかと思い本日議案とさせていただきました。

会長 今回問題になっているのは既にある経営農地の管理が行き届いてないという事ですが、ご地元の農業委員さんが条件付きでも良いのか、継続審議か再度提出にしますか？

鈴木正委員 切羽詰まった状況で、今回破談にしてしまったら氣の毒だと思いますので、許可をして、きちんと管理するように指導していきたいと思います。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-13 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢により耕作ができなくなった譲渡人から、耕作している農地の隣接地で一体的な利用をし、農業経営の拡大をしたい譲受人への所有権移転の申請です。譲受人は、トラクター、田植機、軽トラ、草刈り機、稲刈り機及び耕運機をそれぞれ 1 台ずつ所有しております。主な従事者は 4 人で、本

人の従事日数は 150 日、経営面積は 9,092 m²です。申請地への通作距離は 6 km、通作時間は自動車で 11 分です。

譲受人は新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことと踏まえて、農地法第 3 条許可申請の基本要件である 3 項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが問題ございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第 22 号】農地法第 5 条の規定に係る許可申請 2 件について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページの申請番号 R7-10 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、稻沢市にて土木建築設計施工業を営む法人で、清須市発注の重要給水施設排水路等耐震化工事を請け負っています。

10 月より工事を請け負っており、工事で使用する資材や重機、仮設事務所を置く場所を確保する必要があり、工事現場付近にて土地を探しておりました。市街化区域内では、希望する土地が見当たらず、市街化調整区域内ではありますが、申請地の土地所有者に 1 年間の一時転用で使用したい旨を相談したところ、承諾が得られたため本申請に至りました。

申整地は、立地基準のエー (ア) - b - (b) 街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりで、北側へ約 1 km の距離に工事箇所があります。土地利用計画図をご覧ください。配置は図の通りです。土地は造成工事をせず、整地のみを行い、周りは仮の囲いを作ります。北西と西側の 2 箇所から乗り入れをし、その際は、鉄板を敷

き、既存の側溝等に影響が出ないようにするとのことです。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、特に問題ございません。この水道管の工事は新設ですか？それとも水道管の改修ですか？

事務局 水道管の耐震の為の入れ替え工事になります。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます

事務局 続きまして、申請番号 R7-11 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、一宮市に本社を構える運送業者です。現在、本社周辺には貨物車両を駐車できる場所がなく、清須市春日にて駐車場を借りています。しかし、所有者より返還を求められたため、駐車場の確保が急務となりました。

複数の土地を検討しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオ－（ア）－b に該当し、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図のとおりです。周辺は水田です。

土地利用計画図をご覧ください。

29 台分の貨物車両用駐車場です。雨水は透水性砂利敷で浸透させ、周囲はブロックを積み土砂の流出を

防ぎます。周りの側溝については、北東側の乗り入れ口部分のみ側溝を入れ替えるとのことです。

また、北西には現在給水栓バルブがありますので、東側の農地へ移設をし

ていただきます。東側の農地の土地所有者からの了承はいただいていると
のことです。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元木村委員になりますが、

木村委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として
回答することといたします。

続きまして、【議案第 23 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請 1
件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号 R7-16 についてです。

事務局 こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用
調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生しま
す。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権
利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。なお、借受人が設定
されている土地がありましたが、事前に合意解約の通知が出ています。

以上で説明を終わります

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になりますが、

後藤委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第24号】清須市農地利用最適化推進委員の募集に関する規則の一部を改正する規則について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 清須市農地利用最適化推進委員の募集に関する規則の一部を改正する規則をご覧ください。

来年度の農業委員、農地利用最適化推進委員の改選に向け、次の点について改正を行いたいと考えております。

改正の内容は、委員の資格要件となる、破産手続き中でないこと、禁固以上の刑に処せられ執行中でないことを申込用紙に宣誓してもらうこと、申込みに際し、住民票を添付してもらう事となっておりましたが、市外の在住の方のみとし、市内在住者に関しては、事務局で確認することといたしました。

その他として、申込用紙等の押印の取扱、電話番号欄を固定と携帯の両方記載できるようにします。

なお、変更前の様式についても、当分の間使用できるとして、次の改選時にも使用可能としています。

また、農業委員の募集に関する規則についても同様の改正を予定し、内部審査が終了しています。

申込者の負担軽減と、事務の効率化を目的にしております。ご審議のほど、お願ひいたします。以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件についてご意見などありませんか。

委員 問題ございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として改正して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、この案件について、「改正することといたします。

続きまして、【報告第17号】農地法第18条第6項の規定による通知4件、【報告第18号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出8件及び【報告第19号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出13件を事

務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求める。

事務局 議案書 4 ページをご覧ください。

報告第 17 号農地法第 18 条第 1 項の規定による通知について説明します。

申請番号 R7-6、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。なお、同時に農地法 5 条届出を受付しています。

こちらは中野委員の案件です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-7、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。なお、後日農地中間管理事業の設定を申し出ています。こちらは後藤委員の案件です。

後藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 5 ページをご覧ください。

申請番号 R7-8、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。こちらは後藤委員の案件です。

後藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-9、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。こちらは後藤委員の案件です。

後藤委員 問題ございません。

事務局 報告第 18 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 8 件を説明します。議案書 6 ページをご覧ください。申請番号 R7-27 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら宮田用水決裁賦課金が該当しており、始末書が添付されております。担当は中野委員です

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-28 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-29 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は鈴木正委員です。

鈴 木 正 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、議案書 7 ページをご覧ください。申請番号 R7-30 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-31 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら宮田用水、福田悪水が該当しております、始末書が添付されております。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-32 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。共同住宅建築です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内の案件になります。担当は三宅委員です。

三 宅 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 8 ページをご覧ください。申請番号 R7-33 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は自己用倉庫建築です。こちら再転用の案件となります。担当は鈴木正委員です。

鈴 木 正 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R7-34 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。こちら宮田用水、福田悪水が該当しております、始末書が添付されております。担当は鈴木正委員です。

鈴 木 正 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 9 ページをご覧ください。報告第 19 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件を説明します。申請番号 R7-79 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹 羽 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-80 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は倉庫建築です。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-81 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件になります。名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業地内の案件となります。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-82 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら福田悪水が該当しております、担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 10 ページをご覧ください。申請番号 R7-83 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は店舗（ドラッグストア）です。こちら再転用の案件となります。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-84 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は店舗（コインランドリー）です。こちら名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業地内になります。始末書が添付されております。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-85 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 11 ページをご覧申請番号 R7-86 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら宮田用水、福田悪水が該当しております。また始末書が添付されております。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-87 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀 田 推 進 委 員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-88 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築です。こちら福田悪水が該当しております。担当は鈴木正委員です。

鈴木正委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 12 ページをご覧ください。申請番号 R7-89 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら清須駅前土地区画整理事業地内になります。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-90 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は宅地分譲です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内になります。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-91 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は後藤委員です。

後藤委員 問題ございません。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

渡邊推進委員 田んぼで野焼きをされている方がいるのですが

会長 野焼きは禁止されていますね。ただし、農業経営上必要最低限のものは認められるものですが解釈が難しいです。通報があればすぐに警察や市、消防が来ますしね。

渡邊推進委員 消防署に申出すれば問題ないということではないですかね。

会長 地区などでやる大きなものは許可をとっています。ただ、個人的に野焼きをするたびに消防の申請を出すことは現実的ではないと思います。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 7 年 12 月 24 日、水曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1、第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 7 年度第 8 回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時 40 分—

会長 _____

委員 _____

委員 _____